様式－８

道路における新技術導入促進を支援する導入促進機関に関する公募

導入促進機関 登録申請書

令和７年　　月　　日

国土交通省

 　　道路局長

殿

会　社　名

ふ　り　が　な

法人印

代表者氏名

ふ　り　が　な

公　印

所　在　地

電　　　話

　「道路における新技術導入促進を支援する導入促進機関に関する公募」の実施規約に同意の上、下記のとおり申請します。

記

ふ　　り　　が　　な

１．登録機関名称 ：

２．応募する技術テーマ ：

３．担当窓口：

 会社名

 所　属

 所在地

 電　話

 ＦＡＸ

 E-mail

**実　施　規　約**

この規約は、道路における新技術導入促進方針（案）に基づき、国土交通省道路局と連携して実施する新技術の活用に必要な技術基準類の検討や技術の実証（以下「技術検討」という。）を行う第三者機関等（以下「導入促進機関」という。）が、技術検討において、遵守及び了承すべき事項等を定めたものである。導入促進機関の登録申請者（以下「登録申請者」という。）は、この規約に同意し履行することを確約して、申請書を提出するものとする。

Ⅰ　共通

（新技術）

1. 「新技術」とは、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上又は同程度以上が

見込まれる技術であり、必ずしも技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されていないものも含め、今後、道路における直轄工事等において活用が期待される技術をいう。

2. 「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が

定める基準等を満足することをいう。

3. 「従来技術」とは、公共工事等において標準的に使用される技術等をいう。

4. 「従来技術に比べ活用の効果が同程度」とは、技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来

技術より優れているか又は劣っているが、総合的な効果では従来技術と同一の度合いであると判定することをいう。

（申請書類等）

5. 導入促進機関の公募は、原則として国土交通省のホームページで行う。

6. 導入促進機関の登録申請の受付は、国土交通省道路局国道・技術課（以下「事務局」という。）が行う。

7. 登録申請者は、複数の個人及び法人により申請する場合は、実施する技術テーマの内容に係る当事者の間

の代表する者を定めるものとする。この場合、この規約に定めた申請者に係る責任の全ては、代表する登

録申請者が負うものとする。

8. 登録申請者は、事務局から申請書類に係るヒアリングの要請がある場合はその求めに応じなければならな

い。事務局は、事務局の求めに応じない登録申請者からの登録申請の受付を取り消すことができるものとする。

9. 申請書類等の作成及び提出に係る費用は登録申請者の負担とする。

10. 導入促進機関は、登録に係る申請書類の記載内容について全ての責任を負うものとする。

11. 登録申請者が提出する申請書類等は、返却しない。また、提出された導入促進機関登録申請書類は国土交

通省の文書保存規程により保管され、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づき第三者から開示請求があったときは、これを開示する。

12. 申請書類は、虚偽並びに違法性のないものでなければならない。

13. 事務局は、申請書類の記載に不備が見つかった場合、これを受理した後であっても、受理を取り消すこと

がある。

Ⅱ　新技術導入促進方針（案）に基づく技術検討

（技術検討）

14. 導入促進機関は、担当する技術テーマに精通する専門家等から構成される委員会（以下「技術検討委員

会」という。）の設置・運営等を行い、その審議を通じて助言を得ながら技術公募を進めるものとする。

15. 技術検討委員会は、技術公募に応募された技術（以下「応募技術」という。）の事前審査を行うことがで

きるものとする。技術検討委員会が事前審査を行う場合、応募の際に提出された情報等に基づき、安全

性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を行う。技術検討委員会又は導入促進機関

は、技術公募への応募者（以下「技術応募者」という。）に技術検討委員会への出席を求めることができ

る。技術検討委員会は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認にあたり、技術応募者の同意を得

て、以下の措置を行うことができる。また、以下の措置の実施に際して費用が発生した場合、技術応募者

に負担を求めることができる。

① 技術応募者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること

② 技術応募者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング等を実施すること

③ その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと

16. 導入促進機関は、前項における事前審査の結果を技術応募者に通知し、これを公表するものとする。

（技術検討の中止若しくは中断等）

17. 国土交通省道路局は、21項～26項により特定された導入促進機関が技術検討を行うにあたり、その実施

が困難であると判断したとき、技術検討を行わないことがある。

18. 国土交通省道路局は、次のいずれかに該当する場合、技術検討の中止又は中断を行うことができる。

① 申請書類等の内容に、虚偽・誇大表示が認められたとき又はその疑いがあるとき

② 導入促進機関が、この規約に違反したとき

③ その他、国土交通省道路局が必要と認めたとき

19. 導入促進機関は、18項①から③に該当する事象が生じたと認めたときまたは疑いがあるときは、遅滞なく国土交通省道路局に報告しなければならない。

20. 導入促進機関は、中断の理由となった要因等の解決がなされた場合、その解決の方法及び結果を明示した書類の提出とともに技術検討の再開を国土交通省道路局に申し出ることができる。

（導入促進機関への登録）

21. 国土交通省道路局は技術検討を実施する導入促進機関を公募するものとする。

22. 登録申請者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

① 社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人若しくは当該技術分野に精通する者であり、当該技術検討に係る実施体制を組むことができること

② 国土交通分野の新技術の審査・評価に係わる業務等の実績を有すること

③ 技術士（総合技術監理部門・建設）、技術士（建設部門）、RCCM（建設関連部門）、工学博士（建設関連分野）、土木学会上級土木技術者又は1級土木技術者のうち、いずれかの資格を有する者を配置すること

④ 国土交通省道路局と連携して技術検討を適切に履行できること

23. 道路技術懇談会は、登録申請者から提出された資料をもとに、応募要件の適否や提案内容を審査し、導入促進機関として選定するものを決定する。国土交通省道路局は、選定結果を登録申請者に文書で通知する。

24. 選定された導入促進機関は国土交通省道路局ホームページに掲載するものとする。事業期間は、令和１０年３月３１日迄とする。

25. 国土交通省道路局は、導入促進機関が次のいずれかに該当することが判明した場合は、登録を取り消すことがある。

① 導入促進機関が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明した場合

② 導入促進機関から取り消しの申し出があった場合

③ その他、登録の取り消しが必要と認められる場合

26. 国土交通省道路局は、次のいずれかに該当する場合、導入促進機関の登録を抹消する。

① 導入促進機関が書面で登録の抹消を申し出た場合

② 25項①～②に該当する場合において、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であると国土交通省道路局が判断した場合

③ 25項③に該当する場合において、申請時の連絡先との連絡がとれないことを事務局が確認した日から６ヶ月以内に導入促進機関から連絡先変更の申し出等がなく、その後、登録申請書類に記載の連絡先で導入促進機関と連絡がとれないことを事務局が改めて確認したとき

④ その他、国土交通省道路局が必要と認めたとき

Ⅲ　技術検討の成果

（技術検討における成果の作成等）

27. 導入促進機関は、技術検討により得られた結果に基づき、新技術の活用に必要な技術基準類の検討や技術の実証結果をとりまとめるものとする。

28. 作成されたとりまとめ結果に関する著作権、所有権、その他一切の権利は、国土交通省に無償で譲渡するものとする。

Ⅳ　異議申し立て等

（異議申し立て）

29. 登録申請者は、導入促進機関の選定結果に異議がある場合は、選定結果を通知した日の翌日から起算して７日（休日を含まない）以内に、「導入促進機関選定結果の公表への異議申立書」を事務局に提出するものとする。

30. 事務局は、「導入促進機関選定結果の公表への異議申立書」提出期限の翌日から起算して10 日以内（休日等は日数に含まない。）に、「導入促進機関選定結果の公表への異議申立書」の内容に基づきヒアリングを実施し、「導入促進機関選定結果の公表への異議申立書」提出期限の翌日から起算して15 日以内（休日等は日数に含まない。）に「導入促進機関選定結果の公表への異議申立書」に対する回答を事務局から通知するものとする。

31. 登録申請者は、「導入促進機関選定結果の公表への異議申立書」に対する回答について不服がある場合、回答を通知した日の翌日から起算して７日以内（休日等は日数に含まない。）に「導入促進機関選定結果に関する不服申請書」を本省事務局に提出するものとする。

32. 事務局は、「導入促進機関選定結果に関する不服申請書」の提出期限の翌日から起算して90 日以内に不服審査を実施し、事務局から申請者に不服審査の結果（再度審査内容を検討する旨等を通知する場合を含む。）を通知する。

33. 登録申請者は事務局による不服審査の結果に同意する場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して90 日以内に「導入促進機関選定結果の公表への同意書」を事務局に提出するものとする。

34. 登録申請者から、「導入促進機関選定結果に関する不服申請書」又は「導入促進機関登録抹消願」の提出がなく、かつ「導入促進機関選定結果の公表への同意書」が導入促進機関選定結果を通知した日の翌日から起算して90 日以内に提出されなかった場合は、「導入促進機関登録抹消願」が提出されたものとして取り扱うものとする。

（疑義の協議等）

35. 登録申請者は、この規約の各項の規定において疑義がある場合は、疑義の内容と理由を明示した文書により事務局に回答を求めることができる。

36. 事務局は、前項による疑義の申し入れがあった場合は、登録申請者と協議し疑義について回答するものとする。ただし、協議開始から30 日以内に協議が整わない場合には、事務局が定め登録申請者に通知する。

（その他）

37. 本実施規約で定める登録申請者の責任は、本実施規約に別途の規定が有る場合を除き、無過失責任とする。

38. 導入促進機関は、技術検討を通して知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

39. 導入促進機関は、自己の申請内容に係る技術情報を常に注視し、内容等に変更を生じた場合は速やかに事務局へ修正等の更新手続きをとらなければならない。

40. 導入促進機関は、自ら開発に関わった技術について、技術公募に応募することができない。

41. この規約において事務局との間で用いる言語及び申請書類等に用いる言語は、日本語とする。

42. この規約は、日本国の法令に準拠するものとする。

43. この規約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

44. この規約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

45. この規約に定めのない事項については、事務局と導入促進機関で協議し、対応を決定するものとする。

46. 国土交通省道路局は、90 日間の予告期間をおいて、ホームページ への掲載などの周知の方法をとることによりこの規約を改正できる。この場合には、導入促進機関申請者は、その改正を承諾したものとみなす。